

平成27年 5月22日
農 林 水 産 省

遺伝子組換えダイズ、トウモロコシ及びワタの第一種使用等に関する
審査結果についての意見・情報の募集結果について

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）第4条第1項に基づく遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認申請案件について、平成27年3月23日から平成27年4月21日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）や環境省のホームページに掲載すること等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、募集期間において、本件に対して27件の御意見が寄せられましたので、これらのうち同旨の意見を3件にまとめたところです。

つきましては、御意見の要旨及び当方の考え方について、別紙のとおり御報告いたします。

※ カルタヘナ法、その他関連法令については、次のURLから御確認ください。

URL <http://www.bch.biodic.go.jp>

問い合わせ先

消費・安全局 農産安全管理課

代 表：03(3502)8111 内線4510

夜間直通：03(6744)2102

担 当 者：課長補佐 吉 尾

審 査 官 高 島

審 査 官 浦 野

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
 (平成27年3月23日～4月21日 (ダイズ2件、ワタ1件及びトウモロコシ1件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
<p><i>p</i>ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ (改変 <i>avhppd</i>, <i>pat</i>, <i>Glycine max</i> (L.) Merr.)(SYHT0H2, OECD UI: SYN-000H2-5)</p>	<p>食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p>
<p>除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ダイズ (<i>2mepsps</i>, <i>hppdPfw336</i>, <i>Glycine max</i> (L.) Merr.)(FG72, OECD UI: MST-FG072-2)</p>	<p>食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p>
<p>チョウ目害虫抵抗性並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グルホシネート及びグリホサート耐性ワタ (改変 <i>cry1F</i>, 改変 <i>cry1Ac</i>, 改変 <i>vip3A</i>, <i>pat</i>, 改変 <i>cp4 epsps</i>, 改変 <i>aad-12</i>, <i>Gossypium hirsutum</i> L.) (281 × 3006 × COT102 × MON88913 × DAS1910, OECD UI: DAS-24236-5 × DAS-21023-5 × SYN-IR102-7 × MON-88913-8 × DAS-81910-7)</p>	<p>食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p>
<p>除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシ (<i>mEPSPS</i>, <i>pat</i>, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis) (GA21 × T25, OECD UI: MON-00021-9 × ACS-ZM003-2)</p>	<p>食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p>